

視聴覚教材（DVD）運用等規程

中国トラック交通共済協同組合

（趣 旨）

第1条 中国トラック交通共済協同組合（以下「組合」という。）が保有する教育用DVD（以下「視聴覚教材」という。）の取扱い及び運用については、この規程の定めるところとします。

（目 的）

第2条 この規程は、視聴覚教材を用いて、運転者の安全運転や事故防止に対しての効果的な指導を推進し、組合員の交通事故防止等に役立てることを目的とします。

（運用及び管理）

第3条 視聴覚教材の運用及び管理については、次のとおりとします。

- （1）組合は、「視聴覚DVD貸出表」により運用及び管理をします。
- （2）貸出期間中の管理は、組合員に委託するものとします。
- （3）貸出期間中に組合員の故意又は重大な過失により、視聴覚教材の損傷や盗難等が生じた場合は、貸出を受けた組合員に対して損害賠償を求めるものとします。

（利用申込み）

第4条 視聴覚教材の利用申込みについては、次のとおりとします。

- （1）利用しようとする組合員は、「視聴覚教材（DVD）利用申込書」に必要事項を記入し、組合に提出することとします。
- （2）視聴覚教材の利用申込みについては、電話による申込みも可能としますが、その場合は組合職員が「視聴覚教材（DVD）利用申込書」の内容を聴き取って、作成することとします。
- （3）組合と利用する組合員は、利用申込み等について相互に連携し、調整を行うものとします。

(貸 出)

第5条 視聴覚教材の貸出については、次のとおりとします。

- (1) 貸出対象は、営業車の契約のある事業所とします。
- (2) 貸出本数は、1組合員につき一回当たり5本までとします。
- (3) 貸出期間は、原則として14日以内として、重複はできないとします。

(貸出要領)

第6条 視聴覚教材の受取及び返却については、次のとおりとします。

原則として、「視聴覚教材（DVD）利用申込書」に記載のとおり、組合本部では直接の受取・返却としますが、組合本部以外では、各支所での受取・返却とします。しかしながら、組合員の状況によっては、組合職員及び事故防止推進員が受取及び返却を補助することが出来ることとします。

(費 用)

第7条 視聴覚教材の利用については、無料とします。

(貸出の制限)

第8条 本規定に違反を認められた組合員には貸出の制限をする事があります。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行します。